

高知市農業集落排水事業経営戦略

団 体 名 : 高知市

事 業 名 : 農業集落排水事業

策 定 日 : 平成 29 年 3 月

最 終 改 定 日 : 平成 31 年 3 月

計 画 期 間 : 平成 31 年度 ~ 令和 10 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成9年度～平成18年度 (13年～22年)	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	法非適
処理区域内人口密度	650人/Km ²	流域下水道等への 接続の有無	無
処理区数	5処理区 〔西畑地区、諸木地区、内ノ谷地区、西分地区(秋山地区を含む)、芳原地区〕		
処理場数	5処理場 (クリーンセンター西畑、諸木、内ノ谷、中央、芳原)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	実施実績なし		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

	区分	汚水量(m ³)	使用料月額	使用料速算式
	一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	基本料金	0m ³	1,030円
従量料金		1m ³ から 10m ³ まで	27円	27円 × 使用水量(m ³) + 1,030円
		10m ³ をこえ 20m ³ まで	138円	138円 × 使用水量(m ³) - 80円
		20m ³ をこえ 30m ³ まで	166円	166円 × 使用水量(m ³) - 640円
		30m ³ をこえ 50m ³ まで	197円	197円 × 使用水量(m ³) - 1,570円
		50m ³ をこえ 200m ³ まで	258円	258円 × 使用水量(m ³) - 4,620円
		200m ³ をこえ 1,000m ³ まで	315円	315円 × 使用水量(m ³) - 16,020円
	1,000m ³ をこえるもの	350円	350円 × 使用水量(m ³) - 51,020円	
業務用使用料体系の 概要・考え方	区分	汚水量(m ³)	使用料月額	対象汚水区分
	基本料金	100m ³ まで	1,850円	17円 × 使用水量(m ³) - 150円
	従量料金	100m ³ をこえるもの	17円	
その他の使用料体系の 概要・考え方	該当なし			
条例上の使用料*2 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	平成27年度	2,548円	実質的な使用料*3 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	平成27年度 3,487円
	平成28年度	2,548円		平成28年度 3,492円
	平成29年度	2,548円		平成29年度 3,550円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	1名
事業運営組織	高知市 農林水産部 春野地域振興課 (農業集落排水事業特別会計に係る予算管理等を除く業務は、高知市上下水道局に事務委任しています)

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	処理場の運転管理やポンプ保守管理ならびに汚泥搬出業務は、5処理場(処理区)を地理的に東西に2分割して民間委託しています。
	イ 指定管理者制度	該当なし
	ウ PPP・PFI	該当なし
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	該当なし
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	該当なし

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

平成31年度からの使用料改定により一定の収益改善が見込まれるものの、処理区域内の人口減少や節水意識の定着等による加入者1人当たりの有収水量の減少に伴う収益の減少・圧縮が予想され、農業集落排水事業は今後も厳しい経営環境の継続が予想されます。こうしたなか、老朽化した施設等の更新工事を令和2年度から実施する予定です。

今後も長期的に安定した公共サービスを提供し続けるために、引き続き、維持管理コストの節減と普及促進活動の継続・強化による加入率の向上などの収益向上の取組みを実施します。

2. 経営の基本方針

(現状)

- ・春野地域の農業集落排水事業は、平成5年度の事業着手以降、平成18年度までに5処理区〔西畑、諸木、内ノ谷、西分(秋山を含む)、芳原)で事業が完了し、し尿や生活雑排水の処理をすることで、農村の生活環境の改善や農業用排水の水質保全が図られています。
- ・処理区域内の人口減少や節水意識の定着等による加入者一人当たりの有収水量の減少により、厳しい状況の継続が予想される経営環境に対応して、事業の健全経営と施設の適切な維持管理に取り組んでいます。
- ・平成29年度に農山漁村地域整備交付金を活用して策定した「最適整備構想」に基づき、農業集落排水施設の計画的な更新に向けた実施計画の作成に取り組んでいます。
- ・未加入世帯への戸別訪問による普及促進活動を継続的に実施することにより毎年加入率は上昇しているものの、平成30年度末時点での加入率は約66%と類似団体の平均を下回っています。
- ・『農業集落排水事業においても、令和5年度までの公営企業会計への移行が必要』との総務省通知が平成31年1月に発出されました。

(基本方針)

- ① 農業集落排水施設の効率的な管理・運営の実施
- ② 使用料の適正化
- ③ 農業集落排水施設の長寿命化と投資額の平準化
- ④ 普及促進活動の継続実施などによる加入率の向上
- ⑤ 総務省通知を踏まえ、公営企業会計への移行作業の実施

3. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※ 赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たった説明

① 収支計画のうち投資についての説明

- ・5処理区で既に整備が終了しており、新たな地区での事業の実実施計画はありません。
- ・施設の更新工事につきましては、平成29年度に策定した『最適整備構想』をもとに、令和2年度より実施する予定で、以後、計画的に事業を実施します。なお、5処理区のうち、諸木、内ノ谷及び西分(秋山を含む)の3処理区については、令和2年度から更新工事に着手する予定であり、また、工事期間(令和2年度より3ヶ年を予定)中の投資額は下記のとおり見込んでいます。

・諸木： 26,890千円 ・内ノ谷： 27,110千円 ・西分： 57,780千円

・合計： 111,780千円

また、西畑及び芳原の2処理区については、令和2年度に更新工事の実実施計画となる『事業計画書』の作成を、また、令和3年度から更新工事に着手する予定です。

② 収支計画のうち財源についての説明

- ・使用料については、平成31年4月から公共下水道の料金体系と同水準に改定しました。
- ・平成31年度から実施した使用料の改定のほか、普及促進活動等による加入率の向上、維持管理費の抑制により、基準外繰入金金の縮減に取り組めます。
- ・令和2年度に着手予定の最適整備構想に基づく計画的な施設の更新工事の財源としては、主に県補助金と市債を想定しています。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

○収益的支出

- ・職員給与費については、今後も1名の職員体制の継続を想定し、令和3年度以降については、令和2年度予算額と同額を見込んでいます。
- ・営業費用(その他)に含まれる総務費については、令和元年10月に実施された消費税率の引上げを、また、維持管理費(動力費、修繕費、委託費等)については、令和2年度予算額をベースとしたうえで、過去の実績額の推移を加味して見込んでいます。
- ・支払利息については、当初の施設整備及び令和2年度以降に着手予定の更新工事に伴う元利償還金の利息分を見込んでいます。

○資本的支出

- ・地方債償還金については、当初の施設整備及び更新工事実施に伴う元利償還金の元金分を見込んでいます。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	一部処理区の公共下水道への編入等については、高知県等関係機関との協議や庁内関係部局間で検討を行い、編入の可否を含めた方向性を明確にします。
投資の平準化に関する事項	施設の更新については、事業の健全経営と財政の安定化を図ることを目的に、投資の同期化及び平準化について検討し策定した最適整備構想に基づき、計画的な事業実施に努めます。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	該当なし
その他の取組	該当なし

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	公共下水道料金等、高知市が運営する他の下水道事業の使用料との公平性に配慮しつつ、経営の安定と使用料の適正化に向けた検討を進めます。
資産活用による収入増加の取組について	該当なし
その他の取組	該当なし

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	該当なし
職員給与費に関する事項	1名の職員体制で予算等の管理を行い、その他の業務は上下水道局に事務委任する、現在の事務体制を維持することを想定しています。
動力費に関する事項	大きな変動はないと想定しています。
薬品費に関する事項	大きな変動はないと想定しています。
修繕費に関する事項	日常点検の結果や保守業者との連携によるこまめな修繕の実施することによって、大規模な事故や故障を防ぐとともに、安定した住民サービスの提供を図ります。
委託費に関する事項	専門知識の必要な施設管理及び使用料徴収に係る業務については、これまでの方法を維持し、それぞれ民間委託と高知市上下水道局への事務委託による実施を想定しています。
その他の取組	該当なし

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	処理区域内の人口の減少と高齢化が進展し経営環境が変化するなかにおいても、本事業は将来にわたって安定的に事業を実施することが求められます。そのため、公営企業を安定的に事業継続するための中長期的な経営の基本計画である経営戦略については、PDCAサイクルの考えに基づいた継続的な検証と改定を行います。
---------------------	---